

失敗  
しない

# ストックオプション

～ストックオプションの種類・通達改正の影響、発行実務から留意点まで～

IPO塾ウェビナー

講演資料  
(サンプル)

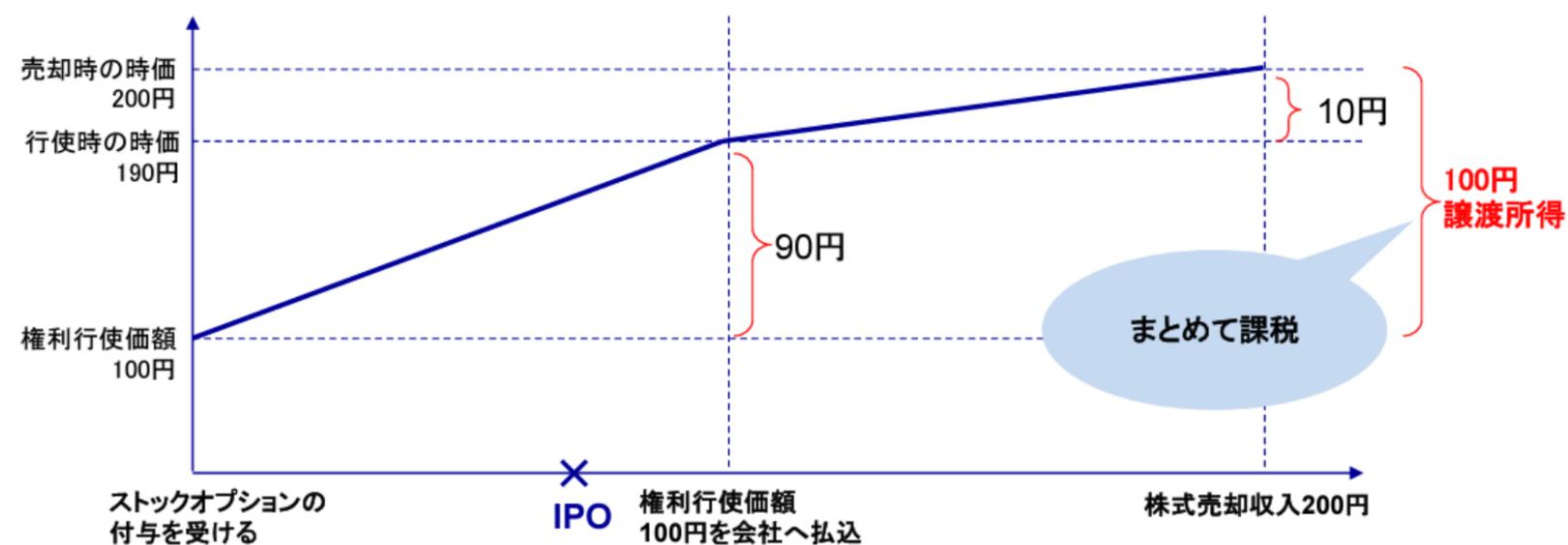
ご参加された  
お客様の声

をご紹介します！

## ストックオプションの課税関係 (税制適格)

ストックオプションとは、あらかじめ定められた「契約」に基づいて、定められた「価格」、「数」、「期間内」に株式を購入することができる権利をいいます。権利保有者は、ストックオプションを権利行使して株式を取得し、その株式を市場等で売却することによって利益を得ることができます。

### 税制適格ストックオプション



	①権利付与时	②権利行使時	③株式譲渡時
所得区分	—	—	譲渡所得
所得金額	—	—	譲渡価額－権利行使価額
税率	—	—	20.315%



## ストックオプションとは？

種類・課税関係・発行実務から留意点まで網羅的に解説！

## 税制適格ストックオプションの要件は？



税制適格ストック・オプション	
1. 付与対象者	① 自社の取締役または使用人
	② 50%（議決権のあるものに限る）超の株式または出資を直接または間接に保有する関係会社の取締役または使用人
	③ ①および②の相続人
	④ 中小企業等経営強化法に規定する認定新規中小企業者等が同法の認定を受けた認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って活用する外部協力者（特定従事者） ※ 2024年度税制改正予定
ただし、上記①、②、③のうち、大口株主および大口株主の特別関係者を除く	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大口株主 当該付与決議のあった日において、上場会社などについては発行済株式総数の10分の1、未公開会社については3分の1を超える数の株式を有している個人をいいます</li> <li>・大口株主の特別関係者 ※大口株主の親族（配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族）、大口株主と事実上婚姻関係と同様の事情にある者、大口株主の直系血族と事実上婚姻関係と同様の事情がある者、大口株主から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者およびその直系血族、大口株主の直系血族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者をいいます。</li> </ul>	
2. 権利行使価額	1株当たり権利行使価額が契約締結時の1株当たり価額（時価）以上であること→2023年通達改正（特例方式）
3. 新株予約権の発行価額	無償
4. 権利行使期間	付与決議の日から2年経過後10年以内（設立5年未満の未上場会社は付与決議の日から2年経過後15年以内）
5. 年間権利行使限度額	年間1,200万円以下 ※ 2024年度税制改正予定
6. 譲渡制限	譲渡禁止
7. その他の税制適格要件	① 新株予約権の行使が会社法に反しない付与決議のもとで行われるもの
	② 権利行使により取得した株式は、一定の方法によって株式の取得後直ちに付与会社を通じて証券会社などに保管の委託などがなされること ※ 2024年度税制改正予定
	③ 権利者が新株予約権の付与決議日において大口株主およびその特別利害関係者に該当しないことを誓約し、かつ、新株予約権行使日の属する年における新株予約権行使の有無について記載した書面を会社に提出すること

※ 上記は税制適格要件の一部抜粋になります。



税制適格要件を満たしておらず、適格になるケースは多い…  
要件を正確に把握すること、税制改正情報のウォッチも重要。

※講演内容は予告なく変更になる可能性があります。

セミナーに申し込む

## 権利行使価額要件における特例方式 (セーフハーバー)



2023年7月7日の租税特別措置法通達及び所得税基本通達の一部改正により、ストック・オプションの付与に係る契約時の株価は、原則として所得税基本通達23～35共-9の例によって算定されますが(原則方式)、一定の条件のもと、**未上場会社**については**財産評価基本通達の例によって算定可能に(特例方式)**。

➡ これにより**未上場会社**においては、**直近の資金調達などにより高い時価総額(株価)**であったとしても、**特例方式により純資産価額などの低い価額で権利行使価額を設定し、税制適格ストック・オプションを付与することが可能に!!**

区分		原則方式	特例方式
取引相場のある株式	上場株式	取引相場価額	採用できない
	気配相場等のある株式	気配相場価額 公募等の価額	
取引相場のない株式	売買実例のある株式 ※1	売買実例価額	採用可能
	売買実例のない株式	類似会社の株式の価額 純資産価額等を参酌して算定した価額※2	

過去発行のSOについても、**契約変更により権利行使価額を特例方式にすることも例外的に認められる**

※通常契約変更による条件変更は認められない(非適格になる)

(出典) 国税庁「ストックオプションに対する課税(Q&A)」

※1. 売買実例のある株式とは、最近(概ね6月以内)において売買の行われた株式をいい、1事例であっても売買実例に当たる。なお、増資は売買実例として取り扱われるが、その株式を対象とした新株予約権の発行や行使は、売買実例には該当しない。

※2. 原則方式においても、一定の条件のもと財産評価基本通達の例によって算定した価額とすることができるが、特例方式とは異なり、著しく不相当と認められる場合、例えば、財産評価基本通達の例により算定した普通株式の価額が会計上算定した普通株式の価額の2分の1以下となるような場合には選択することはできない。



セーフハーバーによりインセンティブ効果が高まるかも！  
ただし、会計上は想定外の費用処理が発生すること可能性も・・・

## ご参加されたお客様の声



ストックオプションについてここまで詳しい内容の講演は初めてで勉強になりました。

(福岡県 | その他 | IPO検討中)



セーフハーバーや本源的価値が生じた場合の会計処理（2023年通達改正）について理解でき、**自社への活用がイメージできました。**

(東京都 | IT・情報通信業 | 3年内IPO予定)



IPO企業のIPO前後における**ストックオプション発行割合（全体・オーナー）情報**が参考になりました。

(愛知県 | 製造業 | 5年内IPO予定)

※講演内容は予告なく変更になる可能性があります。

[セミナーに申し込む](#)

失敗  
しない

# ストック オプション

～ストックオプションの種類・通達改正の影響、発行実務から留意点まで～

IPO塾ウェビナー

皆様のご参加をお待ちしております。

セミナーに申し込む